



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆架空請求ハガキに要注意！

- ◆特定商取引法の基礎知識 第8章「迷惑勧誘の禁止」

- ◆海外通販のトラブル

- ◆多重債務無料法律相談会を開催します

12 December
月号

第45号



架空請求ハガキに要注意！

こんな相談がありました

- ① 母親のところに、「訪問販売で契約したときの未納料金があり、放置すると裁判になる。」といった内容のハガキが届いた。母親は訪問販売で品物を買った覚えがない。裁判のことが書いてあったのでとても不安だ。
- ② 紛争処理団体のような名前の団体から、「訴状通知書」というハガキが届いた。自分には、債務の覚えが全くない。「放置すると裁判所から呼出がある。」とも書かれていた。自分の住所や名前を知られているのが、恐ろしい。

この事例の他にも、「紛争問題についての確認依頼」とか「内容確認勧告通知」、「有料サイト利用料金」など様々な文言が書かれたハガキが届き、お金を請求されているようです。中には、「入金がない場合には自宅や勤務先に回収に向く。」とか、「支払わないと給与を差し押さえる。」など、不安をあおる言葉が使われているケースもあります。執拗な請求や恫喝など悪質な請求を受けた場合は、すぐに警察に届け出ましょう。



◆◆◆皆様へのアドバイス◆◆◆

- 心当たりのない請求に対しては、絶対に支払ってはいけません。
- これ以上個人情報を知られないよう、ハガキに書かれている連絡先に安易に連絡してはいけません。
- 不安なときは、お住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。

特定商取引法の基礎知識 第8章「迷惑勧誘の禁止」

訪問販売や電話勧誘販売等では、事業者は消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、契約を勧誘したり、契約の解除などを妨げてはならないことになっています。

「迷惑を覚えさせる方法」とは、客観的にみて相手方が迷惑を覚えるような方法であれば良く、実際に迷惑と覚えることは必要ではありません。具体的には、正当な理由なく午後9時から午前8時まで等不適當な時間帯に勧誘したり、長時間にわたり執拗に勧誘すること等です。

(事例1) 寝具の販売業者が訪問してきて、断りもなく勝手に部屋に入って座り込み、「買うつもりはない、帰ってほしい。」と消費者が断っても、長時間にわたり勧誘を続けた。

(事例2) 健康食品の販売業者から電話があり、断っても全く聞き入れず、高圧的な口調で一方向的に商品の説明を続け、購入するまで電話を切らずに執拗な勧誘を30分も続けた。

このような時は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう！



海外通販のトラブル

皆さんは、海外の通信販売サイトを利用し商品を購入したことはありますか？日本にいながらにして海外の商品を手に入れられる一方、「代金を支払ったのに商品が届かない。」とか「注文した商品と違う物が届いた。」など、トラブルに巻き込まれるケースも報告されています。中には、購入した物が模倣品だったというケースもあるため、注意が必要です。

今回は、「海外通販トラブルを防ぐチェックポイント」を御紹介しますので、通販サイト利用前に御一読ください。

海外通販トラブルを防ぐチェックポイント

サイト運営者の氏名や連絡先が正確に記載されていますか？

連絡手段がEメールしかないサイトは、トラブルに遭った際交渉できなくなる可能性あり！

正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされていませんか？

商品の状態や販売方法にもよりますが、極端に安価な場合は模倣品の可能性あり！

日本語の表現が不自然ではありませんか？

機械翻訳のような日本語表記には要注意！
例：「送料無料！三日か五日届けます」

支払方法は銀行振込だけでなく、クレジットカードも選択できますか？

銀行振込で一旦振り込むと、トラブルに遭った際、返金されない可能性あり！

参考：消費者庁「～模倣品を販売するウェブサイトを見抜く4つのチェックポイント～」

多重債務無料法律相談会を開催します



宮城県では、多重債務問題に対応するため、多重債務に関する無料法律相談会を開催します。

「数社からの借入があり、今後の返済をどうしようか…。」、「収入の予定が狂ってしまって、住宅ローンもあるし返済ができない…」などのお悩みを抱えている方は、一人で悩まずに、まずは御相談ください。借金の問題は必ず解決できます！

相談は無料、秘密は厳守します。弁護士・司法書士・消費生活相談員が相談に応じます。また、借金などが原因で心の健康に不安（よく眠れないなど）がある方を対象に、「心の健康相談」も実施します。

個人の方を対象としますが、県庁会場のみ、下記定員とは別に、事業者の方の相談も受け付けます。御遠慮なくお問い合わせください。



相談会日程

開催日	会場	定員(個人)	相談会の内容
12月4日(水)	県大河原合同庁舎	16名	相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。ただし、栗原会場は午後1時からです。 相談時間は1人当たり原則1時間30分とします。(心の健康相談は別途)
	県栗原合同庁舎	4名	
	県石巻合同庁舎	16名	
12月5日(木)	県登米合同庁舎	8名	①消費生活相談員等による面談 ↓ (30分) ②弁護士又は司法書士による法律相談 (30分) ↓ ③消費生活相談員等による事後相談等 (30分) ☆ 希望する方は「心の健康相談」も受けられます。
12月6日(金)	県大崎合同庁舎	8名	
	県気仙沼合同庁舎	8名	
12月7日(土)	県庁	24名	
12月8日(日)	県庁	24名	

申込方法

- 事前予約制ですので、下記宛てに御連絡ください。

申込先

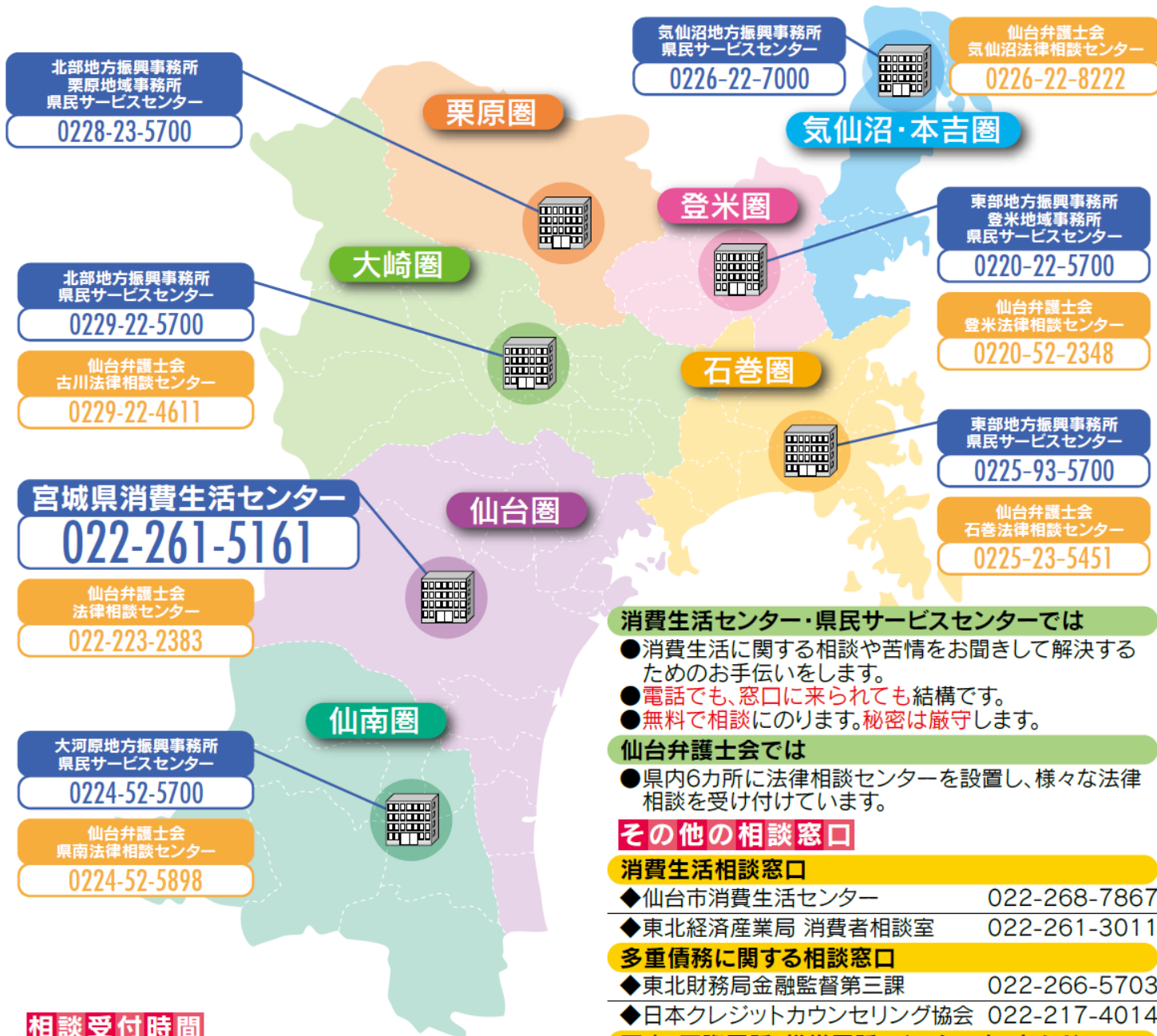
- 個人の方 宮城県消費生活センター 電話022-261-5164
予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 事業者の方 (12月7日, 8日のみ)
東北財務局金融監督第三課 電話022-266-5703
予約受付時間 午前9時～午後5時45分



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

発行/宮城県消費生活センター

